



発行 新潟県
号外 2
令和2年3月31日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

病院局管理規程

- 7 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 8 新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 9 新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 10 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 11 新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 12 新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 13 新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 14 新潟県立十日町看護専門学校学則(病院局業務課)
- 15 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程(病院局経営企画課)

病院局訓令

- 3 新潟県病院局事務決裁規程の一部改正(病院局総務課)
- 4 新潟県病院局文書記号規程の一部改正(病院局総務課)

企業局管理規程

- 6 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程(企業局施設課)
- 7 新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(企業局施設課)
- 8 新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程(企業局総務課)

企業局訓令

- 4 新潟県企業局事務決裁規程の一部改正(企業局総務課)
- 5 新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式(企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1845 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1846 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1847 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1848 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1849 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1850 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1851 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 12-93 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

人事委員会告示

- 1 県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等(人事委員会事務局総務課)

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（課、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、係及び班を置く。</p> <p>総務課 （略） 経営企画課 <u>企画班</u> 財務係 業務課 業務管理係 施設係 建設班</p>	<p>（課、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、係及び班を置く。</p> <p>総務課 （略） 経営企画課 <u>企画係</u> 財務係 業務課 業務管理係 施設係 建設班 <u>県立看護専門学校設立準備班</u></p> <p>（準備事務所の設置）</p> <p>第5条の2 <u>局本庁の事務を処理するため、次のとおり準備事務所を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">名称 位置</p> <p><u>業務課県立十日町看護</u> <u>十日町市</u> <u>専門学校設立準備事務</u> <u>所</u></p>
<p>（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(12) (略) (13) 看護専門学校に関する事項</p> <p>(14)・(15) (略) 経営企画課 (1)～(11) (略) 業務課 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) (略)</u></p>	<p>（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(12) (略) (13) 看護専門学校に関する事項<u>(業務課の所管に属する事項を除く。)</u></p> <p>(14)・(15) (略) 経営企画課 (1)～(11) (略) 業務課 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 看護専門学校の設立の準備に関する事項</u> <u>(10) (略)</u></p>

- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

(病院の組織)

第 8 条 病院に次の部、課、科及び係を置く。
ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部
(略)

診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科
消化器内科 人工透析内科 脳神経内科
(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科
外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科
乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科
脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科
リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科
産婦人科 (又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科
リハビリテーション科 放射線科 麻酔科
病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科
歯科口腔外科

薬剤部

看護部

- 2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立十日町病院に地域連携センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立加茂病院に地域連携センター、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に教育研修センター、地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。

臨床部

内科 脳神経内科 緩和ケア内科 外科
呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科
脳神経外科 形成外科 頭頸部外科 精神科
小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科
リハビリテーション科 放射線診断科
放射線治療科 麻酔科 病理診断科
歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部
中央手術部 化学療法部
研究部～がん予防総合センター (略)

(分掌事務)

第 9 条 (略)

- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)

(病院の組織)

第 8 条 病院に次の部、課、科及び係を置く。
ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部
(略)

診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科
消化器内科 人工透析内科 脳神経内科
(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア科
外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科
乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科
脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科
リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科
産婦人科 (又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科
リハビリテーション科 放射線科 麻酔科
病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科
歯科口腔外科

薬剤部

看護部

- 2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に地域連携センター、救命救急センター及び循環器病センター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立吉田病院に地域連携室、県立新発田病院に教育研修センター、地域連携センター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに地域連携センターを置く。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。

臨床部

内科 脳神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科
消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科
形成外科 頭頸部外科 精神科 小児科
皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科
リハビリテーション科 放射線診断科
放射線治療科 麻酔科 病理診断科
歯科口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部
中央手術部 化学療法部
研究部～がん予防総合センター (略)

(分掌事務)

第 9 条 (略)

2～4 (略)
 5 県立中央病院、県立十日町病院、県立加茂病院、県立新発田病院及び県立リウマチセンターの地域連携センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6～8 (略)

(看護専門学校)

第11条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
<u>新潟県立十日町看護専門学校</u>	<u>十日町市</u>
新潟県立吉田病院附属看護専門学校	燕市 新潟県立吉田病院内
新潟県立新発田病院附属看護専門学校	新発田市 新潟県立新発田病院内

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、専門員（次項において「参与等」という。）を置くことができる。

2 (略)

(看護専門学校の職制上の職)

第24条 (略)

2 看護専門学校に必要な応じ、事務長、事務長補佐、庶務係長、副校長及び教務主任を置くことができる。

3～5 (略)

6 庶務係長は、上司の命を受け事務を処理する。

7 副校長は、上司の命を受け教務を掌理する。

8 教務主任は、上司の命を受け教務を処理する。

2～4 (略)

5 県立中央病院、県立新発田病院及び県立リウマチセンターの地域連携センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6～8 (略)

(看護専門学校)

第11条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
新潟県立吉田病院附属看護専門学校	燕市 新潟県立吉田病院内
新潟県立新発田病院附属看護専門学校	新発田市 新潟県立新発田病院内

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、作業療法専門員、専門員（次項において「参与等」という。）を置くことができる。

2 (略)

(看護専門学校の職制上の職)

第24条 (略)

2 看護専門学校に必要な応じ、事務長、事務長補佐、教頭及び教務主任を置くことができる。

3～5 (略)

6 教頭及び教務主任は、上司の命を受け、教務を掌理又は処理する。

<p>(副参事等)</p> <p>第25条 <u>看護専門学校に副参事、主査及び主任を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</u></p>	
--	--

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(院長等への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>会計年度任用職員</u>の任免をすること。</p> <p>(9)～(19) (略)</p>	<p>(院長等への共通委任)</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>一般職の非常勤職員</u>の任免をすること。</p> <p>(9)～(19) (略)</p>

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第2条関係）			別表第1 （第2条関係）		
施 設	職 員	調整数	施 設	職 員	調整数
(略)			(略)		
上記以外の新潟 県立病院及び看 護専門学校	(略)		上記以外の新潟 県立病院及び新 潟県立病院附属 看護専門学校	(略)	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表第1 （第2条関係）			別表第1 （第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	薬剤部長（ <u>妙高病院、松代病院、柿崎病院、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、吉田病院、坂町病院又はリウマチセンターに置かれるものに限る。</u> ）	5種		薬剤部長（ <u>区分3種のものを除く。</u> ）	5種
	(略)			中央病院薬剤副部長（ <u>局長が定めるものに限る。</u> ）	
	(略)	5種		がんセンター新潟病院薬剤副部長（ <u>局長が定めるものに限る。</u> ）	
	(略)		(略)		
	(略)		(略)	5種	
	看護専門学校副校長		看護専門学校教頭		
	(略)		(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(公印の種類) 第2条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(12) (略) <u>(13) 新潟県立「何々」看護専門学校長印</u> <u>(14) 新潟県立「何々」看護専門学校印</u> 2 (略)	(公印の種類) 第2条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(12) (略) 2 (略)

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公印のひな形及び寸法

新潟県 病院事業 管理者印 27mm平方	新潟県 病院局 長印 27mm平方	新潟県 病院局 総務課 長印 24mm平方	新潟県 病院局 経営企画 課長印 24mm平方	新潟県 病院局 業務課 長印 24mm平方
新潟県 立何々 病院長 印 27mm平方	新潟県 立何々 センター 院長印 27mm平方	新潟県立 何々病院 附属看護 専門学校 長印 27mm平方	新潟県 病院局 企業出 納員印 18mm平方	新潟県 立何々 病院企 業出納 員印 18mm平方
新潟県立 何々病院 附属看護 専門学校 印 30mm平方	新潟県 病院事業 管理者印 専用 27mm平方	新潟県立 何々看護 専門学校 長印 27mm平方	新潟県立 何々看護 専門学校 印 30mm平方	

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(管守) 第4条 (略) 2 前項以外の公印は、 <u>新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長及び新潟県立看護専門学校長</u> がそれぞれ管守する。	(管守) 第4条 (略) 2 前項以外の公印は、 <u>新潟県立病院長及び新潟県立病院附属看護専門学校長</u> がそれぞれ管守する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第12号

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則（昭和50年新潟県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(職員組織)	(職員組織)
第28条 学校に置く職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 事務長、事務長補佐、 <u>庶務係長</u> 、事務職員 (3) <u>副校長</u> 、教務主任、専任教員 (4)・(5) (略)	第28条 学校に置く職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 事務長、事務長補佐、事務職員 (3) <u>教頭</u> 、教務主任、専任教員 (4)・(5) (略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規程

新潟県立吉田病院附属看護専門学校学則（昭和52年新潟県病院局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(職員組織)	(職員組織)
第24条 学校に置かれる職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 事務長、事務長補佐、 <u>庶務係長</u> 、事務職員 (3) <u>副校長</u> 、教務主任、専任教員 (4)・(5) (略)	第24条 学校に置かれる職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 事務長、事務長補佐、事務職員 (3) <u>教頭</u> 、教務主任、専任教員 (4)・(5) (略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県病院管理規程第14号

新潟県立十日町看護専門学校学則を次のとおり定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

新潟県立十日町看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 新潟県立十日町看護専門学校(以下「学校」という。)は、人間のいのちの尊厳を基盤とする豊かな人間性と幅広い看護実践能力を有した人材を育成し、県内の医療機関及び地域で活躍する看護師を養成することを目的とする。

(学校自己点検・評価)

第2条 本校は、教育の質の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成させるため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 学校自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

(位置)

第3条 学校を新潟県十日町市高田町3丁目南442番地に置く。

第2章 課程、定員及び修業年限

(課程及び学科)

第4条 学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第124条に規定する専修学校として、次の課程及び学科を置く。

専門課程 看護科 3年課程

(定員)

第5条 学校に在学する者(以下「学生」という。)の定員は次のとおりとする。

(1) 1学年の定員は、40人とする。

(2) 1学年の学級数は、1学級とする。

(3) 総定員は、120人とする。

(修業年限及び在学年限)

第6条 学生の修業年限は、3年とする。

2 学生の在学年限は、6年とする。

第3章 職員組織

(職員組織)

第7条 学校に置く職員は、次のとおりとする。

(1) 校長

(2) 事務長、事務長補佐、事務職員

(3) 副校長、教務主任、専任教員

(4) 非常勤講師

(5) その他の職員

第4章 会議

(会議等)

第8条 学校の管理運営及び教育に関する会議等は、校長が必要と認めるときこれを開催する。

2 会議等に関する事項は別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2)日曜日及び土曜日

(3)季節休業は春季、夏季、冬季とし、1年を通じ11週間以内で校長が定めた日とする。

2 校長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、校長は、臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 学校に入学することのできる者は、法第90条第1項の規定に該当する者とする。

(志願の手続き)

第14条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類に新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）第5条に規定する入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第15条 入学者の選考は、入学者選考試験により行う。

2 入学者選考試験の実施その他学生の募集について必要な事項は、別に定める。

(入学の手続き及び入学の許可)

第16条 入学者選考試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、条例第5条の2第1項に規定する入学料を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第17条 校長は、他の看護系大学又は3年課程の看護師養成所に在学している者で本校への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、校長の許可を得て、転入学を認めることができる。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 履修方法等

(授業科目及び単位数)

第18条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第19条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)講義及び演習 15時間から30時間までの間の時間数

(2)実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数

(3)臨地実習 45時間

(単位の認定)

第20条 校長は、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得している者に所定の単位を与える。

2 前項の単位認定に際し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第21条 成績の評価は、S、A、B、C及びDの評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

2 前項その他成績の評価に関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 校長は、学生が学校に入学する前に他の大学等で修得した単位を入学後の本校における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

2 前項の規定により履修したものとみなすことのできる単位数は、総取得単位数の2分の1を超えないものとする。

3 第1項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 休学、復学、退学及び除籍

(休学及び休学の期間)

第23条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き3月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。
- 3 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の理由のある場合は、校長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第6条第2項に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第24条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条 校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、除籍させることができる。

- (1) 第6条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第23条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第9章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 学校を卒業する為には、第6条に定める修業すべき年数在学し、別表に定める所定の単位数を修得しなければならない。

(卒業)

第28条 前条に定める卒業要件を満たした者については、卒業認定会議を経て、校長が卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)を授与し、専門士(医療専門課程)と称することを認める。

第10章 賞罰

(褒賞)

第29条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。

第11章 授業料等

(授業料等の額及び納付期限)

第31条 学生は、条例第5条の3に規定する納付期限までに授業料を納めなければならない。

(授業料の減免等)

第32条 条例第5条の4に規定する授業料、入学考査料又は入学料(以下「授業料等」という。)の納付が困難と認められる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該授業料等の納付期限である日の属する月において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
- (2) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次号において同じ。)がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者
- (3) 当該授業料等の納付期限である日の属する年度分の地方税制法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより減免された者と同一の世帯に属する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として病院局長が認める者

- 2 条例第5条の4の規定による授業料等の全部又は一部の免除の申請その他の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 健康管理

(健康管理)

第33条 校長は、常に学生の健康を良好な状態に保持するよう努めるとともに、疾病の早期発見のために年1回以上の健康診断を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、健康管理に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 図書室

(図書室)

第34条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。

2 図書室の利用及び管理に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 補則

(細則)

第35条 この学則の施行について必要な事項は、校長が病院局長の承認を得て定めるものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第18条、27条関係）

授業科目及び単位数

領域	教育内容	授業科目	単位	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	看護のための物理学	1	30	
		論理的思考	1	30	
		情報科学	1	15	
		看護情報学	1	15	
	人間と生活、社会の理解	生活科学	1	30	
		社会学	1	30	
		地域の人々とのふれあい	2	30	
		人間関係論	1	30	
		教育学	1	30	
		心理学	1	30	
		医療倫理	1	30	
		英語	1	30	
	小 計		13	330	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30	
		解剖生理学Ⅲ	1	30	
		生物と生命論	1	30	
		栄養学	1	30	
		生化学	1	15	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30	
		病態学Ⅰ	1	30	
		病態学Ⅱ	1	30	
		病態学Ⅲ	1	30	
		病態学Ⅳ	1	30	
		病態学Ⅴ	1	30	
		薬理学	1	30	
		微生物学	2	30	
	健康支援と社会保障制度	関係法規	2	30	
		公衆衛生	2	30	
		社会福祉	2	30	
	小 計		21	495	
	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30
			看護理論	1	30

		臨床看護総論	1	30
		看護の基本技術	1	30
		フィジカルアセスメント	1	30
		看護過程	1	30
		生活の援助技術Ⅰ	1	30
		生活の援助技術Ⅱ	1	30
		生活の援助技術Ⅲ	1	30
		診療の補助技術Ⅰ	1	30
		診療の補助技術Ⅱ	1	30
		診療の補助技術Ⅲ	1	30
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅱ	2	90
	小 計		15	495
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	2	30
		成人看護援助論Ⅰ	1	30
		成人看護援助論Ⅱ	1	30
		成人看護援助論Ⅲ	1	30
		成人看護援助論Ⅳ	1	30
	老年看護学	老年看護学概論	2	30
		老年看護援助論Ⅰ	1	30
		老年看護援助論Ⅱ	1	30
	小児看護学	小児看護学概論	2	30
		小児看護援助論Ⅰ	1	30
		小児看護援助論Ⅱ	1	30
	母性看護学	母性看護学概論	2	30
		母性看護援助論Ⅰ	1	30
		母性看護援助論Ⅱ	1	30
	精神看護学	精神看護学概論	2	30
		精神看護援助論Ⅰ	1	30
		精神看護援助論Ⅱ	1	30
	臨地実習	成人看護学実習Ⅰ	2	90
	成人看護学	成人看護学実習Ⅱ	2	90
		成人看護学実習Ⅲ	2	90
	老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90
		老年看護学実習Ⅱ	2	90
	小児看護学	小児看護学実習	2	90
	母性看護学	母性看護学実習	2	90
	精神看護学	精神看護学実習	2	90
	小 計		38	1230
統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	2	30
		在宅看護援助論Ⅰ	1	30
		在宅看護援助論Ⅱ	1	30
	看護の統合と実践	看護研究Ⅰ	1	30

		看護研究Ⅱ	1	30
		看護の統合と実践技術	1	30
		看護管理	1	15
		地域医療	1	15
		医療安全	1	30
		災害看護	1	15
		国際看護論	1	15
	臨地実習	在宅看護論実習	2	90
		統合実習	2	90
		小計	16	450
	総計		103	3000

別記第 1 号様式(第28条関係)

第 号

卒業証書

氏 名

年 月 日生

上記の者は本校所定の専門課程看護科(修業年限3年)を修めたので卒業証書を授与し専門士(医療専門課程)と称することを認める

年 月 日

新潟県立十日町看護専門学校長

学校印

新潟県病院局管理規程第15号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（執行伺の特例）</p> <p>第23条 第20条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、執行伺を省略することができる。ただし、第57条第1号に規定する場合の立替払の費用償還に係る経費については、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次の支出に係る支出負担行為</p> <p>ア 報酬、給料及び手当等</p> <p>イ～キ （略）</p> <p>（執行伺の形式）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費に係る支出負担行為の決定については経費執行伺によらなければならない。</p> <p>（1）<u>会計年度任用職員に対する給料及び手当等</u></p> <p>（2）～（7）（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（請求書の徴取）</p> <p>第54条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支命令職員は、次の各号に掲げる経費につい</p>	<p>（執行伺の特例）</p> <p>第23条 第20条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、執行伺を省略することができる。ただし、第57条第1号に規定する場合の立替払の費用償還に係る経費については、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）次の支出に係る支出負担行為</p> <p>ア 報酬、給料、<u>手当等及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に定める臨時的任用職員に対する資金</u></p> <p>イ～キ （略）</p> <p>（執行伺の形式）</p> <p>第24条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費に係る支出負担行為の決定については経費執行伺によらなければならない。</p> <p>（1）<u>臨時職員に対する賃金及び通勤に係る費用弁償</u></p> <p>（2）～（7）（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（請求書の徴取）</p> <p>第54条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、収支命令職員は、次の各号に掲げる経費につい</p>

ては、請求書によらないで支出命令を発することができる。

(1) 報酬、給料、手当等、補償年金及び報償費

(2)～(9) (略)

4 (略)

(資金前渡の範囲)

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 職員に支給する報酬、給料及び手当等並びに報償費

(4)～(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(資金前渡の限度額)

第59条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 職員に支給する報酬、給料及び手当等 当該経費の確定した額

(2) (略)

(3) 報償費及び別に定める庁中常用の経費 1月分の予定額

(4)～(7) (略)

2 (略)

(契約書の作成)

ては、請求書によらないで支出命令を発することができる。

(1) 報酬、給料、手当等及び補償年金並びに臨時職員に対する賃金並びに通勤に係る費用弁償並びに医師、助産婦等に対する報償費

(2)～(9) (略)

4 (略)

(資金前渡の範囲)

第58条 次に掲げる経費については、職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 職員に支給する報酬、給料及び手当等並びに臨時職員に対する賃金並びに通勤に係る費用弁償並びに医師、助産婦等に対する報償費

(4)～(8) (略)

(9) 人夫に対する賃金

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(資金前渡の限度額)

第59条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額を超えることができない。

(1) 職員に支給する報酬、給料及び手当等並びに臨時職員に対する賃金並びに通勤に係る費用弁償 当該経費の確定した額

(2) (略)

(3) 医師、助産婦等に対する報償費及び別に定める庁中常用の経費 1月分の予定額

(4)～(7) (略)

2 (略)

(契約書の作成)

第184条 (略)

2 契約書を作成する場合においては、おおむね次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)～(8) (略)
- (9) 契約不適合責任
- (10)～(13) (略)

(納品書)

第189条の2 予算執行職員は、契約者が物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約に基づき納入すべき物品を納入したときは、別に定める場合を除き、直ちに納品書を提出させなければならない。

別表第1 (第3条関係)

専決事項	専決区分	次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
	科目等							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的支出の負担行為	給与費							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第184条 (略)

2 契約書を作成する場合においては、おおむね次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)～(8) (略)
- (9) 瑕疵担保責任
- (10)～(13) (略)

(納品書)

第189条の2 支出負担行為担当者は、契約者が物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約に基づき納入すべき物品を納入したときは、別に定める場合を除き、直ちに納品書を提出させなければならない。

別表第1 (第3条関係)

専決事項	専決区分	次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
	科目等							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
収益的支出の負担行為	給与費							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	賃金		○					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第4 (第12条関係)

費用

款	項	目	節	コード 番号	備考
病院事業費用					病院事業の総費用
	医業費用				医業活動に係る費用
		給与費			医業活動に係る職員に対する給与費
			給料	42020202	職員の本給
			手当等	42020204	職員の諸手当
			(略)	(略)	(略)
			報酬	42020208	臨時又は非常勤の顧問、参与等に対する報酬
			(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第4 (第12条関係)

費用

款	項	目	節	コード 番号	備考
病院事業費用					病院事業の総費用
	医業費用				医業活動に係る費用
		給与費			医業活動に係る職員に対する給与費
			給料	42020202	常勤の職員の本給
			手当等	42020204	常勤の職員の諸手当
			(略)	(略)	(略)
			賃金	42020206	臨時職員の本給及び諸手当並びに人夫賃
			報酬	42020208	臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等に対する報酬
			(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第10 (第170条関係)

収益的収入及び支出

款	項	目	節	コード 番号	備考			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
病院事業費用					病院事業の総費用			
	医業費用				医業活動に係る費用			
		給与費			医業活動に係る職員に対する給与費			
			給料	42020202	職員の本給	給料	42020202	常勤の職員の本給
			手当等	42020204	職員の諸手当	手当等	42020204	常勤の職員の諸手当
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第10 (第170条関係)

収益的収入及び支出

款	項	目	節	コード 番号	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
病院事業費用					病院事業の総費用
	医業費用				医業活動に係る費用
		給与費			医業活動に係る職員に対する給与費
			給料	42020202	職員の本給
			手当等	42020204	職員の諸手当
			(略)	(略)	(略)

			報酬	42020208	臨時又は非常勤の顧問、参与等に対する報酬
			(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

			賃金	42020206	臨時職員の本給及び諸手当並びに人夫費
			報酬	42020208	臨時又は非常勤の顧問、参与、 <u>嘱託員</u> 等に対する報酬
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病院局訓令

◎新潟県病院局訓令第3号

局本庁
施設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表第1 （第6条関係） 総務課長専決事項 (1) (略) (2) 臨時的任用職員の <u>任免</u> 及び給与の決定をすること並びに <u>会計年度任用職員</u> の任免をすること。 (3)～(7) (略)	別表第1 （第6条関係） 総務課長専決事項 (1) (略) (2) 臨時的任用職員の <u>任命</u> 及び給与の決定をすること並びに <u>一般職の非常勤職員</u> の任免をすること。 (3)～(7) (略)

◎新潟県病院局訓令第4号

局本庁
施設

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前														
第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>記号</th> <th>病院名等</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> <tr> <td>県十看専</td> <td>新潟県立十日町看護専門学校</td> </tr> </table>	記号	病院名等	(略)		県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>記号</th> <th>病院名等</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県芝看専</td> <td>新潟県立新発田病院附属看護専門学校</td> </tr> </table>	記号	病院名等	(略)		県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校
記号	病院名等														
(略)															
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校														
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校														
記号	病院名等														
(略)															
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校														

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 6 号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

第 1 条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）



第 2 条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）	
保安業務分掌		保安業務分掌	
名 称	分 掌 事 務	名 称	分 掌 事 務
総 務 課	災害対策の総括に関すること。	総 務 課	1 保安教育の総括に関すること。 2 災害対策に関すること。
営 業 企 画 課	保安教育の総括に関すること。	施 設 課	(略)
施 設 課	(略)	発 電 管 理 セ ン タ ー	(略)
発 電 管 理 セ ン タ ー	(略)	上 越 利 水 事 務 所	(略)

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

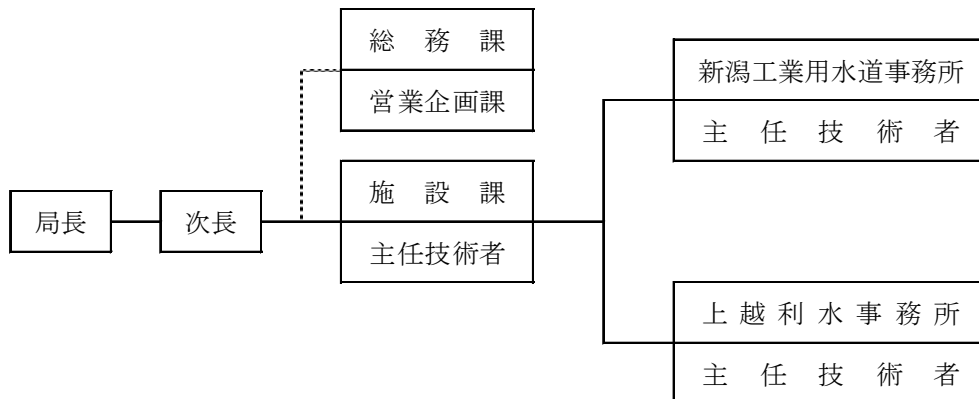
新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程（昭和40年新潟県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

保安管理組織



注 実線は保安業務の系統を示し、点線は関連業務の系統を示す。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県企業局管理規程第 8 号

新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

新潟県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(新潟県企業局組織規程の一部改正)

第 1 条 新潟県企業局組織規程 (昭和 37 年新潟県企業局管理規程第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下この条において「移動後号」という。) が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (移動号の表示を除く。) を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加号の表示を除く。) を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課、室、係及び班の設置)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>総務課</p> <p> 総務係 予算係</p> <p><u>営業企画課</u></p> <p> <u>電気事業班</u> <u>工業用水道事業班</u> <u>企業誘致推進班</u></p> <p>施設課</p> <p>(略)</p>	<p>(課、室、係及び班の設置)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>総務課</p> <p> 総務係 予算係 <u>経営企画室</u></p> <p>施設課</p> <p>(略)</p> <p><u>企業誘致推進課</u></p>
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第 6 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p><u>営業企画課</u></p> <p>(1) <u>各事業の総合調整に関する事項</u></p> <p>(2) <u>各事業の経営計画及び営業計画の策定に関する事項</u></p> <p>(3) <u>各事業の広報及び業務状況の公表に関する事項</u></p> <p>(4) <u>新規事業の企画に関する事項</u></p> <p>(5) <u>局本庁に属する固定資産 (企業局長が別に定めるものを除く。)の取得、管理及び処分に関する事項</u></p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第 6 条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) <u>各事業の総合調整に関する事項</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>広報及び業務状況の公表に関する事項</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>各事業の経営計画の策定に関する事項</u></p> <p>(12) <u>新規事業の企画に関する事項</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>電気事業及び工業用水道事業に係る固定資産並びに局本庁に属する固定資産のうち企業局長が別に定めるものの取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p>(18) (略)</p>

<p>(6) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(7) <u>工業用地造成事業の工事設計及び施行管理に関する事項</u></p> <p>(8) <u>工業用地造成事業の用地の取得、管理、活用及び処分に関する事項</u></p> <p>施設課 (略)</p>	<p>施設課 (略)</p> <p><u>企業誘致推進課</u></p> <p>(1) <u>企業誘致に関する事項</u></p> <p>(2) <u>工業用地造成事業の調査、計画及び調整に関する事項</u></p> <p>(3) <u>工業用地造成事業の用地の取得、管理、活用及び処分に関する事項</u></p> <p>(4) <u>工業用地造成事業の工事設計及び施行管理に関する事項</u></p>
--	---

(新潟県企業局財務規程の一部改正)

第2条 新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(預金残高証明書)</p> <p>第18条 前条に規定する出納店その他の金融機関は、毎月末日現在の預金残高証明書を翌月5日までに企業局長に提出しなければならない。ただし、特に企業局長が指定したときは、指定の日現在でこれを提出しなければならない。</p> <p>(償却資産)</p> <p>第113条 <u>営業企画課長</u>は、固定資産のうち、次の各号に掲げるものを除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(精算)</p> <p>第116条の4 <u>営業企画課長</u>は、前条に規定する造成工事が完了したときは、速やかに精算を行い、その精算額を完成土地勘定又は固定資産の当該科目へ振り替えなければならない。</p>	<p>(預金現在高証書等)</p> <p>第18条 前条に規定する出納店その他の金融機関は、毎月末日現在の<u>預金現在高証書及び預金残高証明書</u>を翌月5日までに企業局長に提出しなければならない。ただし、特に企業局長が指定したときは、指定の日現在でこれを提出しなければならない。</p> <p>(償却資産)</p> <p>第113条 <u>総務課長及び企業誘致推進課長</u>は、固定資産のうち、次の各号に掲げるものを除く資産を償却資産として毎事業年度減価償却を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(精算)</p> <p>第116条の4 <u>企業誘致推進課長</u>は、前条に規定する造成工事が完了したときは、速やかに精算を行い、その精算額を完成土地勘定又は固定資産の当該科目へ振り替えなければならない。</p>

(新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部改正)

第3条 新潟県企業局固定資産事務取扱規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 固定資産事務主管課長 <u>営業企画課長</u>をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 固定資産事務主管課長 <u>電気事業及び工業用水道</u></p>

<p>(9)～(11) (略)</p> <p>(固定資産管理職員)</p> <p>第 2 条の 2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">固定資産管理職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局本庁に属する固定資産（企業局長が別に定めるものを除く。）</td> <td>営業企画課長</td> </tr> <tr> <td>局本庁に属する固定資産のうち、企業局長が別に指定する課長</td> <td>企業局長が別に指定する課長</td> </tr> <tr> <td>事業所に属する固定資産</td> <td>当該事業所長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	固定資産管理職員	局本庁に属する固定資産（企業局長が別に定めるものを除く。）	営業企画課長	局本庁に属する固定資産のうち、企業局長が別に指定する課長	企業局長が別に指定する課長	事業所に属する固定資産	当該事業所長	<p style="text-align: center;"><u>事業にあつては総務課長、工業用地造成事業にあつては企業誘致推進課長をいう。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(固定資産管理職員)</p> <p>第 2 条の 2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">固定資産管理職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局本庁に属する固定資産のうち、電気事業及び工業用水道事業に係るもの（企業局長が別に定めるものを除く。）</td> <td>施設課長</td> </tr> <tr> <td>局本庁に属する固定資産のうち、工業用地造成事業に係るもの（企業局長が別に定めるものを除く。）</td> <td>企業誘致推進課長</td> </tr> <tr> <td>局本庁に属する固定資産のうち、企業局長が別に定めるもの。</td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td>事業所に属する固定資産</td> <td>当該事業所長</td> </tr> </tbody> </table>	区分	固定資産管理職員	局本庁に属する固定資産のうち、電気事業及び工業用水道事業に係るもの（企業局長が別に定めるものを除く。）	施設課長	局本庁に属する固定資産のうち、工業用地造成事業に係るもの（企業局長が別に定めるものを除く。）	企業誘致推進課長	局本庁に属する固定資産のうち、企業局長が別に定めるもの。	総務課長	事業所に属する固定資産	当該事業所長
区分	固定資産管理職員																		
局本庁に属する固定資産（企業局長が別に定めるものを除く。）	営業企画課長																		
局本庁に属する固定資産のうち、企業局長が別に指定する課長	企業局長が別に指定する課長																		
事業所に属する固定資産	当該事業所長																		
区分	固定資産管理職員																		
局本庁に属する固定資産のうち、電気事業及び工業用水道事業に係るもの（企業局長が別に定めるものを除く。）	施設課長																		
局本庁に属する固定資産のうち、工業用地造成事業に係るもの（企業局長が別に定めるものを除く。）	企業誘致推進課長																		
局本庁に属する固定資産のうち、企業局長が別に定めるもの。	総務課長																		
事業所に属する固定資産	当該事業所長																		

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

企業局訓令

◎新潟県企業局訓令第 4 号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年 6 月新潟県企業局訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動別表号」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には、当該移動別表号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 3（第 6 条関係）</p> <p>総務課長専決事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(16)</u> (略)</p>	<p>別表第 3（第 6 条関係）</p> <p>総務課長専決事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 業務月報及び局内広報の編集及び発行をすること。</u></p> <p><u>(4)～(17)</u> (略)</p>

◎新潟県企業局訓令第5号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年3月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後			改 正 前		
新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号）は、平成8年3月31日限り廃止する。			新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号）は、平成8年3月31日限り廃止する。		
様式番号	名 称	規定条文	様式番号	名 称	規定条文
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第13号様式	再配当予算執行状況表	第13条	第13号様式	再配当予算執行状況表	第13条
第15号様式	預金残高証明書	第18条	<u>第14号様式</u>	<u>預金現在高証明</u>	<u>第18条</u>
(略)	(略)	(略)	第15号様式	預金残高証明書	第18条
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第13号様式（第13条関係） (略)			第13号様式（第13条関係） (略)		
第15号様式（第18条関係） (略)			<u>第14号様式</u> （第18条関係） (略)		
			第15号様式（第18条関係） (略)		

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1845 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第 6 - 1186 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(医療職給料表 (二))</p> <p>第 4 条 医療職給料表 (二) は、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(福祉職給料表)</p> <p>第 7 条 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(医療職給料表 (二))</p> <p>第 4 条 医療職給料表 (二) は、愛鳥センター紫雲寺さえずりの里、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、コロニーにいがた白岩の里、はまぐみ小児療育センター、<u>若草寮</u>、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所、<u>特別支援学校</u>に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(福祉職給料表)</p> <p>第 7 条 福祉職給料表は、次に掲げる公署に勤務する職員で、入所者の指導、保育若しくは介護等の業務に従事するもの若しくは専ら児童若しくは女性の一時保護の業務に従事するもの又は任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> <u>若草寮</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1846号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前																																		
<p>第24条の2 一般職員給与条例第12条第2項及び市町村立学校職員給与条例第11条第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（<u>政策企画課長、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。</u>）を占める職員とする。</p>			<p>第24条の2 一般職員給与条例第12条第2項及び市町村立学校職員給与条例第11条第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（<u>総括政策監、政策課長、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。</u>）を占める職員とする。</p>																																		
<p>別表第8 学歴免許等資格区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の資格の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 短大卒</td> <td>一 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)~(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>二 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)~(6) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>			学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	(略)			2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)~(4) (略)	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)~(6) (略)	(略)			<p>別表第8 学歴免許等資格区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の資格の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 短大卒</td> <td>一 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>二 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>			学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	(略)			2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) (略)	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) (略)	(略)		
学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格																																			
基準学歴区分	学歴区分																																				
(略)																																					
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)~(4) (略)																																			
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)~(6) (略)																																			
(略)																																					
学歴免許等の資格の区分		学歴免許等の資格																																			
基準学歴区分	学歴区分																																				
(略)																																					
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) (略)																																			
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) (略)																																			
(略)																																					

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1847号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
中央児童相談所及び女性福祉相談所	専ら児童又は女性の一 時保護の業務に従事する職員	3	中央児童相談所及び女性福祉相談所	専ら児童又は女性の一 時保護の業務に従事する職員	3
(略)			若 草 寮	1 指導課に勤務する 課長、副参事、主査、 主任及び児童指導員	3
(略)				2 寮長	1
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1848号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(規則第6-492号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 (第2条、第4条関係) へき地学校級別区分			別表第1 (第2条、第4条関係) へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
柏崎市	高柳小学校		柏崎市	高柳小学校 <u>高柳中学校</u> <u>高柳地区学校給食共同調理場</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
魚沼市	(略) 魚沼北中学校		魚沼市	(略) 魚沼北中学校 <u>入広瀬学校給食センター</u>	
(略)	(略)	南魚沼市	(略)	(略)	南魚沼市
南魚沼市	(略) 栃窪小学校 <u>上田小学校</u>		南魚沼市	(略) 栃窪小学校 <u>第一上田小学校</u> <u>第二上田小学校</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第2条関係) 準へき地学校			別表第2 (第2条関係) 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
東蒲原郡	上川小学校		東蒲原郡	上川小学校	
阿賀町			阿賀町	<u>上川学校給食センター</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第3 (第3条関係) 特別地学校			別表第3 (第3条関係) 特別地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
東蒲原郡	(略)		東蒲原郡	(略)	
阿賀町	三川中学校		阿賀町	三川中学校	
				<u>三川学校給食センター</u>	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1849 号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（規則第 6 - 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第 2 条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第 4 条及び市町村立学校職員給与条例第 16 条の 2 に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) コロニーにいがた白岩の里、児童相談所及び新潟学園における入所者の生活介助等のための当直勤務</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第 2 条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第 4 条及び市町村立学校職員給与条例第 16 条の 2 に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) コロニーにいがた白岩の里、児童相談所、<u>若草寮</u>及び新潟学園における入所者の生活介助等のための当直勤務</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1850号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(規則第6-118号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	(略)		知事の 事務部 局	本庁	(略)	
		(略)	2種			(略)	2種
		次長 <u>政策統括監</u> (略)				次長 (略)	
		<u>政策監</u> 国際企画監 <u>政策企画課長</u> (略)	3種			<u>総括政策監</u>	2種(委員会が別に定める場合にあつては3種)
	課長(区分3種のものを除く。)	4種	国際企画監 <u>政策課長</u> (略)	3種			
	(略)		<u>政策監</u> 課長(区分3種のものを除く。) <u>行政改革・評価</u> <u>室長</u> (略)	4種			
(略)		(略)					
はまぐみ 小児療育 センター	(略)	(略)		はまぐみ 小児療育 センター	(略)	(略)	
		事務長 診療部長 看護部長 科部長(委員会)	5種			事務長 診療部長 看護部長 科部長(委員会)	5種

		と協議して定めるものに限る。)				と協議して定めるものに限る。)	
	(略)				若草寮	寮長	
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
教育委員会事務局	本庁	次長	2種		教育委員会事務局	本庁	次長
		政策監	3種				2種
		(略)					(略)
	(略)					(略)	
	(略)					(略)	
	備考 (略)					備考 (略)	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1851号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第2条 一般職員給与条例第25条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（特定幹部職員としない職員）</p> <p>第5条の3 一般職員給与条例第25条第2項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（<u>政策企画課長</u>、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。）を占める職員（休職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。）以外の職員とする。</p> <p>第5条の5 一般職員給与条例第25条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（<u>第2号及び第3号</u>に掲げる職員にあつては、休職に</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第2条 一般職員給与条例第25条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>非常勤職員（一般職員給与条例第39条又は市町村立学校職員給与条例第40条の5の規定の適用を受ける職員をいう。）</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">（特定幹部職員としない職員）</p> <p>第5条の3 一般職員給与条例第25条第2項の規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職（<u>総括政策監</u>、<u>政策課長</u>、秘書課長、人事課長及び財政課長の職を除く。）を占める職員（休職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項に該当する職員以外の職員及び外国派遣職員を除く。）以外の職員とする。</p> <p>第5条の5 一般職員給与条例第25条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（<u>第2号から第4号</u>までに掲げる職員にあつては、休</p>

されている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項又は市町村立学校職員給与条例第40条第1項に該当する職員以外の職員を除く。)とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(期末手当に係る在職期間)

第6条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号、第4号及び第7号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) (略)

(3) 非常勤職員（一般職員給与条例第39条若しくは第39条の2又は市町村立学校職員給与条例第40条の5若しくは第41条の規定の適用を受ける職員に限る。）として在職した期間については、その全期間

(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）並びに第2条第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(5) (略)

(6) (略)

(7) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第5号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 前項第3号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、公務傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第1項及び市町村立学校職員給与条例第40条第1項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）、私傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第2項及び第3項並びに市町村立学校職員給与条例第40条第2項及び第3項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間については、前項の規定にかかわら

職にされている職員のうち一般職員給与条例第38条第1項又は市町村立学校職員給与条例第40条第1項に該当する職員以外の職員を除く。)とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(期末手当に係る在職期間)

第6条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号から第5号まで及び第8号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) (略)

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）並びに第2条第9号、第11号及び第12号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) (略)

(5) (略)

(6) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員（当該育児短時間勤務の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が2箇月以下である職員を除く。）又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第15条又は第16条の規定により読み替えられた一般職員給与条例第7条第1項又は市町村立学校職員給与条例第6条第1項に規定する算出率をいう。第12条第2項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

3 第2条第4号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者、公務傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第1項及び市町村立学校職員給与条例第40条第1項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）、私傷病等による休職者（一般職員給与条例第38条第2項及び第3項並びに市町村立学校職員給与条例第40条第2項及び第3項の規定を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間については、前項の規定にかかわら

ず、除算は行なわない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(一般職員給与条例第26条第5項において準用する一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第3項において準用する市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) (略)
- (2) 第2条第3号、第4号、第7号、第8号、第10号及び第11号のいずれかに該当する者
- (3)～(5) (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号、第4号、第7号、第8号、第10号及び第11号に掲げる職員として在職した期間

(2) 第6条第2項第3号に規定する職員(勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

ず、除算は行なわない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、これらの規定に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(一般職員給与条例第26条第5項において準用する一般職員給与条例第25条の2各号及び市町村立学校職員給与条例第27条第3項において準用する市町村立学校職員給与条例第26条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) (略)
- (2) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号、第11号及び第12号のいずれかに該当する者
- (3)～(5) (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号から第5号まで並びに第8号、第9号、第11号及び第12号に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員にあつては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第12-93号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
機 関	職		機 関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
	知事部局	危機管理監 部長 局長 参与 広報監 <u>副危機管理監</u> 国際企画監 情報企画監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 <u>政策統括監</u> 政策監 課長 室長(韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。) センター長 企画主幹(人事に関する事務を行うものに限る。) 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長(主管課に置かれるものに限る。) 総務班の副参事(人事に関する事務を行うものに限る。) (知事政策局 <u>政策企画課</u> 関係) 総括政策企画員 政策企画員 (知事政策局秘書課関係) 参事 総務係長 秘書係長 副参事(秘書の事務を行うものに限る。) 総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 (総務管理部財政課関		知事部局 危機管理監 部長 局長 参与 広報監 国際企画監 情報企画監 副部長 副局長 次長 都市局長 技監 <u>総括政策監</u> 政策監 課長 室長(韓国室長、ロシア室長及び中国室長を除く。) センター長 企画主幹(人事に関する事務を行うものに限る。) 国際企画主幹 法務管理監 情報主幹 課長補佐 室長補佐 センター長補佐 総務係長(主管課に置かれるものに限る。) 総務班の副参事(人事に関する事務を行うものに限る。) (知事政策局 <u>政策課</u> 関係) 総括政策企画員 政策企画員 (知事政策局秘書課関係) 参事 総務係長 秘書係長 副参事(秘書の事務を行うものに限る。) 総務係及び秘書係の主査、主任及び主事 (知事政策局行政改革・ <u>評価室</u> 関係) <u>政策企画員</u> (総務管理部財政課関	

		係) 財政調整員 (総務管理部人事課関係) 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係長 健康管理室の副参事 人事調査員 企画調査係、人事係、人材育成係及び給与係の主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。) <u>(総務管理部行政改革課関係)</u> 政策企画員 主査、主任及び主事(組織に関する事務を行うものに限る。) (略)			係) 財政調整員 (総務管理部人事課関係) 企画調査係長 人事係長 人材育成係長 給与係長 健康管理室の副参事 人事調査員 企画調査係、人事係、人材育成係及び給与係の主査、主任及び主事(企画に関する事務を行うものに限る。) (略)
	出納局	会計管理者 局長 課長 課長補佐 (管理課関係) <u>総務班の副参事(人事に関する事務を行うものに限る。)</u>		出納局	会計管理者 局長 課長 課長補佐 (管理課関係) <u>総務係長</u>
	教育委員会事務局	教育次長 政策監 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (略)		教育委員会事務局	教育次長 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (略)
	(略)			(略)	
本庁以外の機関	(略)			(略)	
	はまぐみ小児療育センター	所長 事務長 事務長補佐		はまぐみ小児療育センター	所長 事務長 事務長補佐
	(略)			若草寮	寮長 次長
	文書館	館長 副館長		文書館	館長 副館長
	(略)			阿賀黎明中学校	校長 教頭
	(略)			(略)	
備考	(略)			備考	(略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとし、令和2年4月1日から施行する。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第 1 の号別等（平成31年 3 月新潟県人事委員会告示第 1 号）は、令和 2 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 2 年 3 月 31 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第 1 の号別等

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 4 章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所に
ついて、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第 1 に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲
げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第 5 項の規定により人事委員会が職権を行使するもの

(1) 労働基準法別表第 1 に掲げる事業に該当するもの

名 称	労働基準法 別表第 1 号別
新潟県立歴史博物館	第12号
新潟県消防学校（自治研修所を含む。）	〃
新潟県放射線監視センター	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃
同 各技術支援センター	〃
新潟県醸造試験場	〃
各新潟県立テクノスクール	〃
新潟県農業総合研究所	〃
同 各研究センター	〃
同 各農業技術センター	〃
新潟県農業大学校	〃
新潟県森林研究所	〃
新潟県水産海洋研究所	〃
同 佐渡水産技術センター	〃
新潟県内水面水産試験場	〃
同 魚沼支場	〃
新潟県立教育センター	〃
新潟県立図書館	〃
新潟県立生涯学習推進センター	〃
新潟県少年自然の家	〃
新潟県立近代美術館	〃
同 万代島美術館	〃
新潟県立文書館	〃
各新潟県立高等学校	〃
各新潟県立中等教育学校	〃
新潟県立新潟盲学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
各新潟県立聾学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
各新潟県立特別支援学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県立幼稚園	〃
新潟県警察学校	〃
(2) 労働基準法別表第 1 に掲げる事業のいずれにも該当しないもの	
新潟県知事部局本庁（交通事故相談所及び鳥獣被害対策支援センターを含む。）	
新潟県知事政策局国際課パスポートセンター	
新潟県議会事務局	
新潟県選挙管理委員会事務局	

- 新潟県人事委員会事務局
- 新潟県監査委員事務局
- 新潟県労働委員会事務局
- 各新潟県海区漁業調整委員会事務局
- 新潟県教育庁本庁
- 新潟県警察本部（各隊及び運転免許センターを除く。）
- 新潟県警察本部各隊
- 新潟県警察本部運転免許センター
- 各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）
- 各新潟県地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター
- 各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所
- 新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課
- 新潟県新潟地域振興局県税部（新津収税課を除く。）
- 新潟県新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター
- 新潟県新潟地域振興局地域整備部
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部
- 新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所
- 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所
- 新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所
- 新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課
- 新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課
- 新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所
- 新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所
- 新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）
- 新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）
- 新潟県東京事務所
- 新潟県消費生活センター
- 新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里
- 新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性福祉相談所及びあかしや寮を含む。）
- 各新潟県食肉衛生検査センター
- 新潟県計量検定所
- 新潟県大阪事務所
- 新潟県病害虫防除所
- 各新潟県家畜保健衛生所
- 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所
- 新潟県流域下水道事務所
- 各新潟県教育庁教育事務所
- 各新潟県警察署

2 労働基準監督署等が職権を行使するもの

名	称	労働基準法 別表第1号別
新潟県立学校給食場		第1号
新潟県佐渡トキ保護センター		第7号
新潟県妙法育成牧場		〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター		第13号

各新潟県地域振興局健康福祉環境部（児童・障害者相談センターを除く。）	〃
各新潟県地域振興局健康福祉部（地区センターを除く。）	〃
新潟県精神保健福祉センター	〃
新潟県コロニーにいがた白岩の里	〃
新潟県はまぐみ小児療育センター	〃
新潟県新潟学園	〃
新潟県立新潟盲学校寄宿舎	〃
各新潟県立聾学校寄宿舎	〃
各新潟県立特別支援学校寄宿舎	〃